

グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時等に係る加算の算定要件について

入院時支援特別加算

従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・入院期間 3日～6日(訪問1回以上) 561単位
- ・入院期間 7日以上(訪問2回以上) 1122単位

入院時支援特別加算

従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算。(月1回算定)

- 入院期間 3日～6日(訪問:1回以上) 561単位
 - 入院期間 7日～**11日**(訪問:2回以上) 1122単位(※1)
 - 入院期間 7日～**16日**(訪問:2回以上) 1122単位(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む。)

長期入院時支援特別加算(新設)

従業者が病院又は診療所を訪問し、**長期**入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、病院等との連絡調整を行った場合に報酬を加算。

- ・**入院期間 3日以上(訪問:概ね週1回上)122単位/日**(※1)
 - ・**入院期間 3日以上(訪問:概ね週1回上) 76単位/日**(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

帰宅時支援加算

家族等の居宅において外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・外泊期間 3日～6日 187単位
- ・外泊期間 7日以上 374単位

帰宅時支援加算

家族等の居宅等において外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算(月1回算定)

- ・外泊期間 3日～6日 187単位
 - ・外泊期間 7日～**11日** 374単位(※1)
 - ・外泊期間 7日～**16日** 374単位(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

長期帰宅時支援加算(新設)

家族等の居宅等において**長期間**外泊した場合であって、帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に報酬を加算

- ・**外泊期間 3日以上 40単位/日**(※1)
 - ・**外泊期間 3日以上 25単位/日**(※2)
- (※1)ケアホーム、(※2)グループホーム(経過的ケアホーム含む)

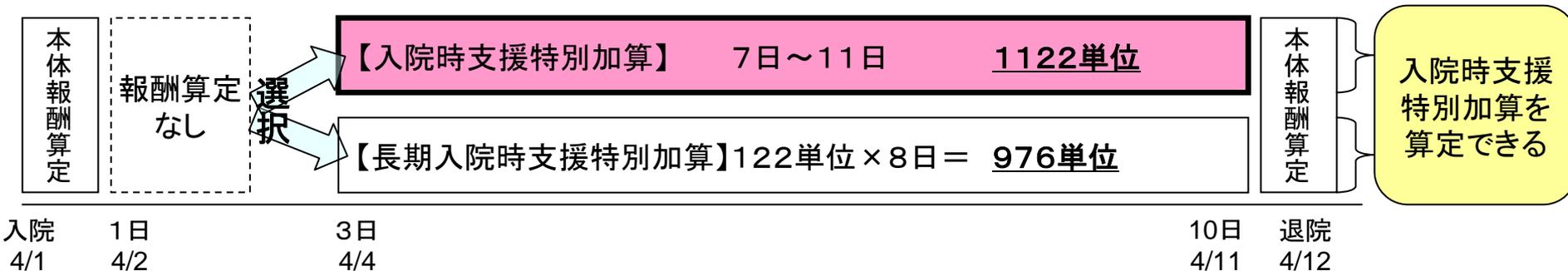
いずれかを選択

いずれかを選択

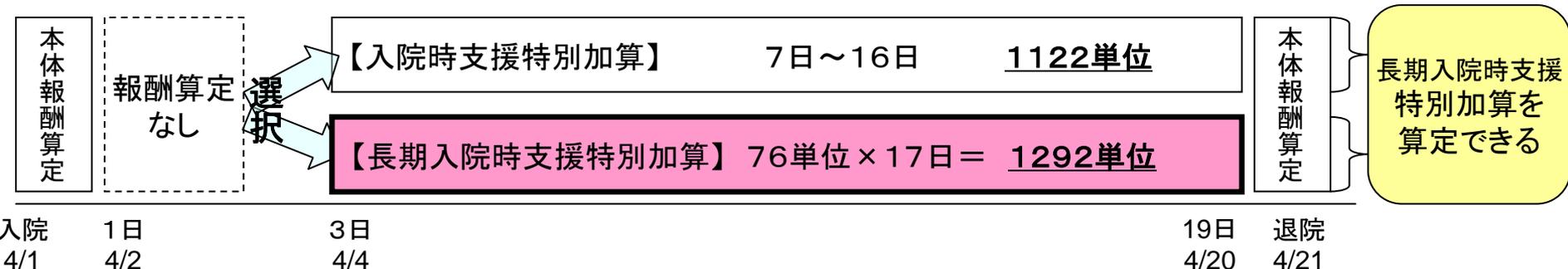
グループホーム・ケアホームにおける入院・帰宅時に係る加算の算定(例)

帰宅時支援加算の算定方法は、入院時支援特別加算の算定方法と同じ

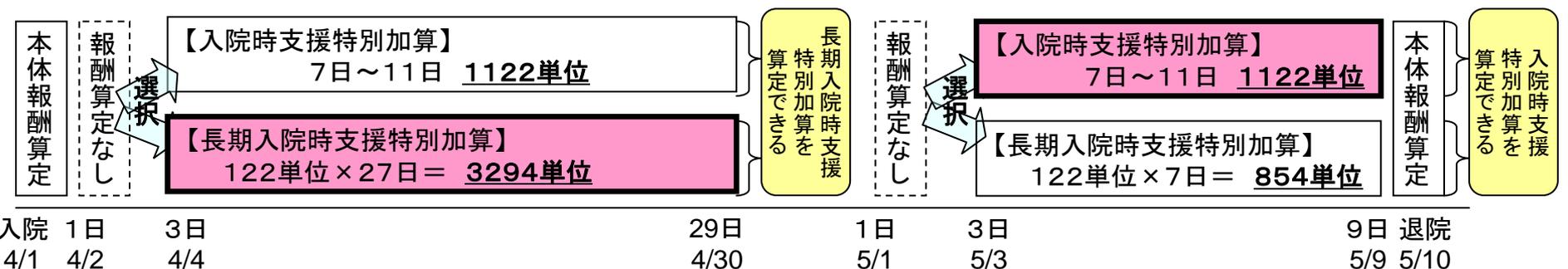
【入院期間が4月1日から12日の場合(ケアホーム)】



【入院期間が4月1日から21日の場合(グループホーム)】



【入院期間が4月1日から5月10日の場合(ケアホーム)】



(注)入院日数は連続している必要はない

ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者の拡大について

ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者について、これまで障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者としていたものを、障害程度区分4以上、かつ、一定の要件を満たす者に対象者を拡大する。

現 行

H20. 4～

対象者

障害程度区分4以上、かつ、
行動援護又は重度訪問介護
対象者

現
行
分

現行どおり

拡
大
分

障害程度区分4以上、かつ、下記の要件を満たす者
①ケアホームの個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置づけられていること。
②ケアホームでのホームヘルプサービス利用について市町村が必要性を認めること。

居宅介護の内容

居宅介護、重度訪問介護の
利用が可能

現
行
分

現行どおり

拡
大
分

居宅介護(入浴、食事等の身体介護のスポット支援のみ)利用が可能

国庫負担基準

経過的ケアホーム入居者の行動援護又は
重度訪問介護対象者の各区分の国庫負担
基準額から、1,180単位/月を減額した単
位数を適用

現
行
分

現行どおり

拡
大
分

経過的ケアホーム入居者の居宅介護
対象の各区分の国庫負担基準額から
1,180単位/月を減額した単位数を適用

ケアホームにおいて個人単位でホームヘルプサービスを利用する場合の対象者の拡大について(運用方法)

現行の対象者

【対象者】

障害程度区分4以上、かつ、行動援護又は重度訪問介護対象者

【ケアホームの報酬及び加算】

- ・報酬については、障害程度区分(区分4～区分6)にかかわらず、区分2(210単位/日)の報酬単価を適用
 - ・加算については、小規模事業加算、自立生活支援加算、帰宅時支援加算、入院時支援特別加算、夜間支援体制加算、小規模事業夜間支援体制加算は適用
- (※)平成20年4月に新設される長期帰宅時支援加算、長期入院時支援特別加算は適用

【ケアホームの人員配置基準】

- ・個人単位でホームヘルプサービスを利用する者については、生活支援員の配置基準の適用外とする。
- ・サービス管理責任者については、配置基準の対象とし、個別支援計画の作成を義務づける。

【国庫負担基準】

- ・現行の経過的ケアホーム入居者の行動援護又は重度訪問介護対象者の各区分(区分4～区分6)の国庫負担基準額から、1,180単位/月を減額した単位数を適用
- ※障害程度区分2のケアホームの報酬額と国庫負担基準額が重複する部分について、国庫負担基準額を減額

【期間】

平成19年4月1日から平成21年3月31日までの時限措置

上記の対象者に加え、一定要件を満たした者に、個人単位でのホームヘルプサービス(身体介護のみ)利用を認める。

居宅介護における通院介助の対象範囲の拡大について

【現行(通院介助)】

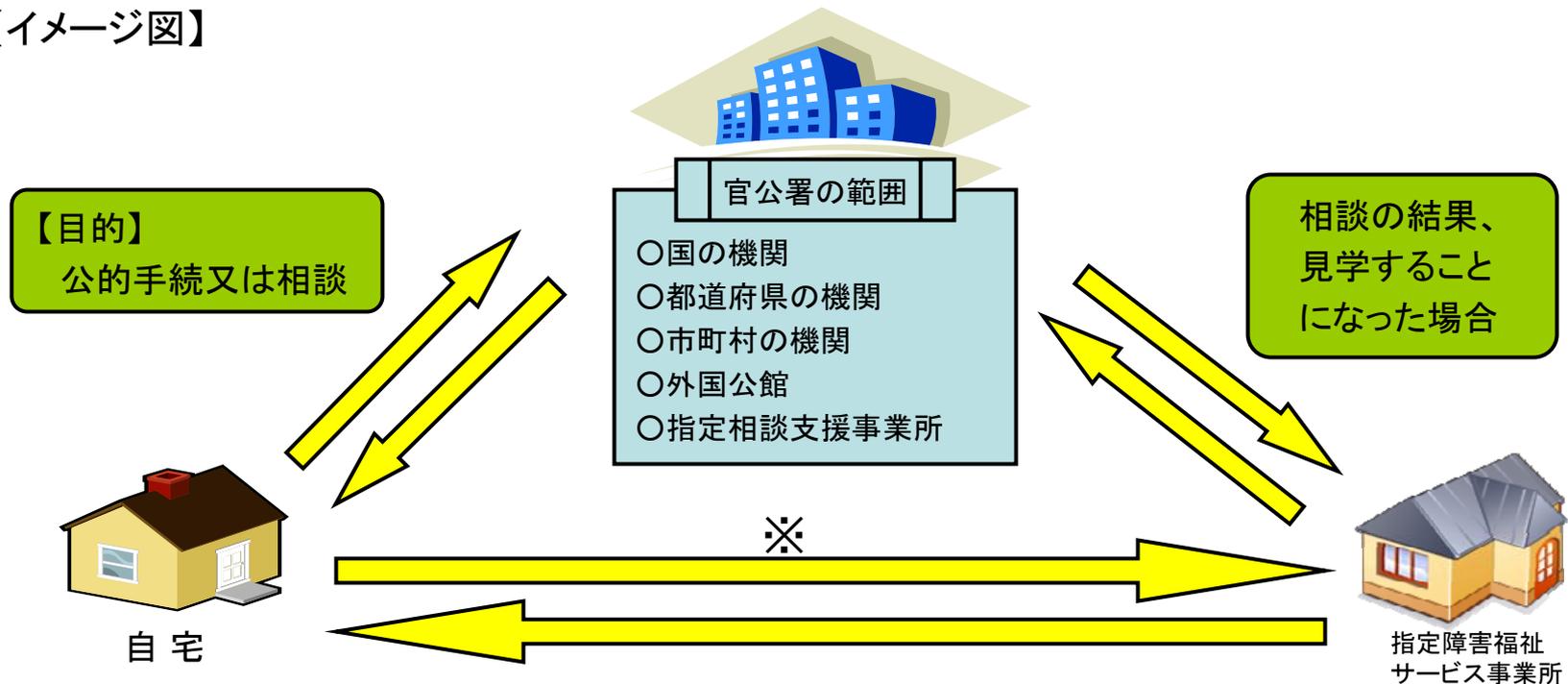
居宅介護利用者が病院等へ通院する場合の介助のみ対象。

【対象範囲の拡大(通院等介助)】

病院等へ通院する場合に加え、居宅介護利用者が、公的手続又は相談のために官公署を訪れる場合を対象として追加。

〔相談のために指定相談支援事業所を訪れる場合及び相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合を含む。〕

【イメージ図】

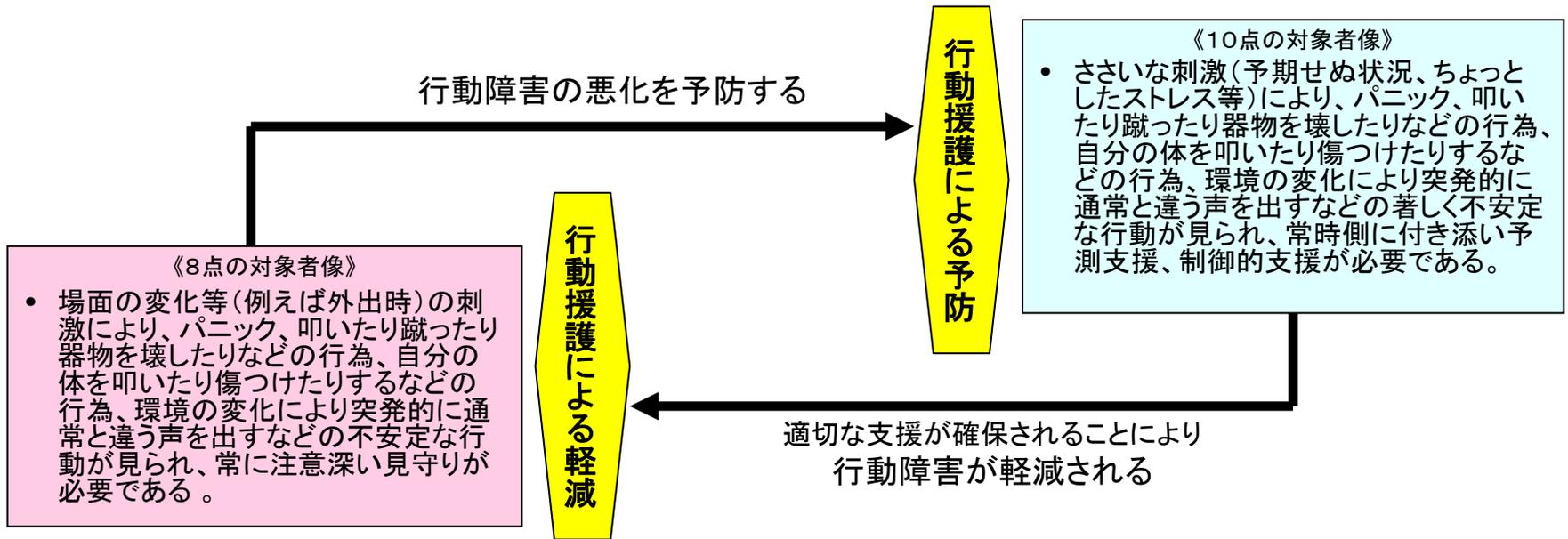


※ 相談の結果、見学のために指定障害福祉サービス事業所を紹介されたが、当日は当該事業所が閉所している等の理由により、翌日以降、当該事業所に見学に行く場合。なお、支給決定を受けて当該事業所によるサービスを利用する場合は除かれる。

行動援護の支援対象者の見直し(予防的措置)

目的: 行動援護制度創設時には、強度行動障害のある者への支援をイメージし、支援対象者を認定調査項目の積み上げ点数10点以上としていたところであるが、行動援護の支援により10点以下となり支援を受けられなくなる者及び強度行動障害手前の者で行動援護の支援があることによって2次障害(強度行動障害)を防止することが可能な者も行動援護の支援対象者とし、強度行動障害とならないための予防的措置の実施を目的とする。

内容: 認定調査項目の点数を10点以上から8点以上に引き下げる。



《期待される効果》

- ・適切な支援を受けることによって、行動障害を起こさない予防効果がある
- ・10点の者が適切な支援により行動障害が軽減され、10点未満になった場合も継続して支援が可能となり、予防効果が確認できる
- ・重い障害がある人の地域での安定した暮らしを支えることが出来る

II 日中活動系サービス

1. 生活介護

○ 利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価をきめ細かく設定する。

具体的には、必要な人員が確保されていることを前提に、事業者ごとの

- ・ 利用者の平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分
- ・ 平均障害程度区分に応じた報酬区分

の2つを設定し、事業者においては、いずれかの選択を可能な取扱いとしている。

【生活介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準	平均障害程度(※)			
	定員40人以下	定員41人以上50人以下	定員51人以上80人以下	定員81人以上			平均障害程度		平均障害程度	
生活介護サービス費(I)	1,320単位	1,288単位	1,231単位	1,215単位	1.7:1以上	利用者60人以下 1人以上 <small>(以除40人又はその 職数を増すことに1人 を加えて得た数以上)</small>	平均区分5.5以上	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上	
生活介護サービス費(II)	1,170単位	1,138単位	1,090単位	1,076単位	2:1以上		平均区分5.3以上5.5未満		区分6の者が50%以上	
生活介護サービス費(III)	998単位	966単位	931単位	917単位	2.5:1以上		平均区分5.1以上5.3未満		区分6の者が40%以上	
生活介護サービス費(IV)	884単位	854単位	825単位	811単位	3:1以上		平均区分4.9以上5.1未満	平均区分4.5以上	区分5・6の者が50%以上	
生活介護サービス費(V)	805単位	769単位	751単位	736単位	3.5:1以上		平均区分4.7以上4.9未満		区分5・6の者が40%以上	
生活介護サービス費(VI)	728単位	697単位	674単位	662単位	4:1以上		平均区分4.4以上4.7未満	平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上	
生活介護サービス費(VII)	679単位	646単位	628単位	615単位	4.5:1以上		平均区分4.1以上4.4未満		区分5・6の者が30%以上	
生活介護サービス費(VIII)	633単位	604単位	589単位	576単位	5:1以上		平均区分3.8以上4.1未満	平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上	
生活介護サービス費(IX)	603単位	571単位	557単位	546単位	5.5:1以上		平均区分3.5以上3.8未満		区分5・6の者が20%以上	
生活介護サービス費(X)	572単位	538単位	533単位	518単位	6:1以上		平均区分3.5未満	経過措置利用者		
生活介護サービス費(XI)	525単位	494単位	481単位	466単位	10:1以上		経過措置利用者			

※1 生活介護の対象者は、区分3以上（施設入所を伴う場合は区分4以上）。

ただし、50歳以上の者にあつては、区分2以上（施設入所を伴う場合は区分3以上）。

※2 サービス提供職員の配置（常勤換算）については、

- ① 平均区分5以上の場合、3:1以上
- ② 平均区分4以上5未満の場合、5:1以上
- ③ 平均区分4未満の場合、6:1以上

を最低基準とする。

※3 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

2. 療養介護

- 利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害程度区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定する。

【療養介護サービス費】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	平均障害程度(※)	
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上			
療養介護サービス費(Ⅰ)	904単位	885単位	868単位	857単位	2:1以上	平均障害程度が5.0以上 かつ区分6の者が50%以上	
療養介護サービス費(Ⅱ)	659単位	629単位	604単位	591単位	3:1以上		
療養介護サービス費(Ⅲ)	521単位	495単位	484単位	476単位	4:1以上		
療養介護サービス費(Ⅳ)	417単位	385単位	371単位	362単位	6:1以上	人員配置の経過措置として設定	
						経過措置利用者(区分5未満の者)	

※1 療養介護の対象者は、

- ① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、区分6
- ② 筋ジストロフィー症患者又は重症心身障害者であって、区分5以上。

※2 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による利用者を除く。

※3 生活支援員として正看護師を配置した場合、正看護師1人あたり生活支援員1.5人とみなして、配置基準上のサービス提供職員数と算定可能(平成21年9月末までに限る)。

Ⅲ 居住系サービス

1. 施設入所支援

- 夜間の介護等に必要な職員について、生活介護と同様、利用者の障害程度に応じて、ふさわしいサービスの提供体制が確保されるよう、必要な人員配置の基準及び報酬単価を設定する。

具体的には、必要な人員が確保されることを前提に、事業者ごとの

- ① 平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分
- ② 平均障害程度区分に応じた報酬区分

の2つを設定し、事業者においては、いずれかの選択が可能な取扱いとしている。

【施設入所支援サービス費】

区分	報酬単価				夜間職員配置基準	平均障害程度			
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上					
施設入所支援サービス費(I)	400単位	309単位	255単位	231単位	利用者60人以下 夜勤職員3人以上	平均区分5.5以上	又は	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上
施設入所支援サービス費(II)	381単位	289単位	238単位	214単位		平均区分5.3以上5.5未満			区分6の者が50%以上
施設入所支援サービス費(III)	359単位	266単位	219単位	195単位	(以降40人を増すごとに1人を加えて得た数以上) 平均区分5.1以上5.3未満	平均区分5.0未満		区分6の者が40%以上	
施設入所支援サービス費(IV)	281単位	214単位	179単位	162単位	平均区分4.9以上5.1未満	平均区分4.5以上		区分5・6の者が50%以上	
施設入所支援サービス費(V)	270単位	203単位	170単位	153単位	利用者60人以下 夜勤職員2人以上	平均区分4.7以上4.9未満		平均区分4.5以上	区分5・6の者が40%以上
施設入所支援サービス費(VI)	262単位	195単位	163単位	146単位		(以降40人を増すごとに1人を加えて得た数以上) 平均区分4.4以上4.7未満		平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上
施設入所支援サービス費(VII)	256単位	188単位	158単位	141単位	平均区分4.1以上4.4未満	平均区分4.0未満		区分5・6の者が30%以上	
施設入所支援サービス費(VIII)	188単位	146単位	127単位	115単位	利用者60人以下 夜勤職員1人以上	平均区分3.8以上4.1未満		平均区分3.5以上	区分5・6の者が30%以上
施設入所支援サービス費(IX)	184単位	141単位	124単位	112単位		(以降40人を増すごとに1人を加えて得た数以上) 平均区分3.5以上3.8未満		平均区分3.5未満	区分5・6の者が20%以上
施設入所支援サービス費(X)	180単位	138単位	121単位	109単位	平均区分3.5未満				
施設入所支援サービス費(XI)	115単位	99単位	92単位	88単位	宿直職員1人以上	経過措置入所者			

※1 施設入所支援の対象者は、区分4以上。

ただし、

① 50歳以上の者にあつては、区分3以上。

② 自立訓練、就労移行支援利用者にあつては、生活能力により単身での生活が困難な者又は地域の社会資源の状況等により、通所することが困難な者

※2 平均障害程度区分の算定に当たっては、経過措置による入所者を除く。

○ 地域移行加算

◆ 500単位／(退所前、退所後各1回)

※ 算定要件…退所する利用者に対し、退所後の居住の場の確保、在宅サービスの利用調整等を行った場合(生活介護利用者に限る)

○ 栄養管理体制加算

◆ ① 常勤の管理栄養士を配置した場合 24単位／日

② 常勤の栄養士を配置した場合 22単位／日

③ 栄養士等を配置した場合 12単位／日

(41人以上60人以下の施設の場合)

※ 算定要件…食事の内容や栄養量について、管理栄養士又は栄養士により管理される等の要件に該当する場合

○ 重度障害者支援体制加算 (I)

◆ 基本加算分 28単位／日

※ 算定要件…以下のいずれかに該当する場合

① 医師意見書により一定の「特別な医療」を受けているとされる者が利用者全体の2割以上であり、かつ、利用者の平均区分が5以上(経過措置対象者を除く)

② 強度行動障害を有する者が1人以上であり、かつ、行動援護対象者が利用者全体の2割以上

◆ 重度加算分 22単位／日(基本加算を算定している場合に限る。)

※ 算定要件…区分6であって、以下に該当する者が2人以上いる場合、

① 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者

② 重症心身障害者

○ 重度障害者支援体制加算 (II)

◆ 40～799単位／日

※ 算定要件…強度行動障害を有する者に対する適切な支援を行うため、職員を配置した場合に算定